

年末年始例外、決着は10月中旬以降

組合「割増担保なら協議に応じる」

日本港運協会と全国港湾労働組合連合会（全国港湾）および全日本港湾運輸労働組合同盟（港運同盟）の港運労使による今年度の年末年始例外荷役（2026年12月31日～27年1月4日、元旦除く）を巡る協議再開が遅れそうな気配だ。前回の協議で合意こそ持ち越していたが、楽観的な見方もある中で近日中の再協議が期待されていた。しかし、組合側が割増料金の担保などに懸念を示したことを受け、日港協では会員店社に価格交渉促進を要請しているが、合意は10月中旬以降に持ち越されそうな情勢にある。

今年度の年末年始例外荷役を巡っては、日港協が「例年なら9月頃に船社から要請があるが、それを待つまでもなく協議を開始したい」と提案。8月27日の同委員会で、日港協側が今年度の年末年始例外荷役を例年通りの条件で実施するよう組合に要請し、実質的な協議がスタートした。9月9日には、オーシャン・ネットワーク・エクスプレス（ONE）ジャパンおよび外国船舶協会（外船協）が日港協に対して、今年度の年末年始例外荷役の実施について協力を要請している。

一方、組合は今年度の実施に否定的な立場を示さず、「昨年度の労使議事確認の内容をベースに労使協議を行っていく」としたことから、早期決着の期待も高まっていた。ところが、9月30日の労使政策委員会の中では、組合が「政府が労務費や諸コス



トの上昇について価格転嫁を促しているにもかかわらず、「価格転嫁交渉が十分に進んでおらず、料金面で厳しい状況下に置かれている事業者が相当数あるとの報告を受けている」と指摘。

その上で、「現状では年末年始例外荷役に協力したとしても割増料金の原資などが確保できるのか懸念している。このまま原資の確保が見通せないようでは年末年始例外荷役を行うための検討のしようがない」との考えを示した。このため、日港協も「調査して可及的速やかに対応する」

としたものの、この日の交渉で最終的な決着を図ることはできなかった。

船社の要請などを踏まえ、10月の早い段階での決着を目指していた日港協は、労使政策委員会での対応を踏まえ、今日1日付で会員店社に対して、価格交渉を速やかに促進するよう要請した文書を発出した。しかし、8日時点で次回協議の日程は決まっておらず、10月上旬の合意は難しくなった。

船会社の関係者は「紅海情勢などの影響で特に北米など基幹航路は航海日数が長くなっている。今後の配船スケジュールを考えると10月後半には結論を出してほしい」と話す。ただ、組合も「昨年と同様の内容（議事確認）で協議に応じる用意はある」との態度を示しており、再協議が決まれば一気に合意に達する可能性もある。